

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年4月26日（平成30年（行情）諮問第215号）

答申日：平成30年11月13日（平成30年度（行情）答申第318号）

事件名：特定日に特定個人がした発信に係る特別発信の願せん等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1ないし4に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年1月24日付け福管総発第15号により福岡矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。なお、審査請求人から、平成30年5月22日付け（同月25日受付）で意見書が当審査会宛て提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が付されており、その内容は記載しない。

福管総発第15号によると、下記第3の1（1）、（2）、（3）、（4）を開示しない理由とは、法5条1号を理由としている。

（1）文書。福管総発第15号下記第3の1（2）、（3）、（4）とは

ア 特定商店

イ 特定団体

ウ 上記イが請求人に差し入れをした際に記載の住所を特定刑事施設が故意に住所を隠したという内容であって、法がいう個人に該当しない。

（2）本件の担当者は、行政手続法による行政指導をしていると主張する。

行政手続法35条

しかしながら、その趣旨、内容、責任者は示されておらず、当人も内容がわからないと言っている。

① 担当者は誰なのか。

② 記載内容を不十分と言うが、他方、該当願せんが何なのかという根本的な不知部分がある上、何がどのように不十分なのかを一切示さな

い上、その説明をすることなく、始めから不開示となる旨を述べている。

- ③ 300円と言いつつ、何故1000円で処理しているのか。また、その問い合わせに何故、一切答えないのか、到底、承服できない。

(3) 開示請求を行った理由

元々、請求人の情報であったものの2017年の1月～8月までに5回もの転房中に紛失。したがって自己の情報を通常300円のところ、何ら説明なく1000円で情報公開を申し出たところ、上記(1)を理由に不開示とされたもの。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件開示請求は、審査請求人が福岡矯正管区長（処分庁）に対し、行政文書開示請求書等により開示請求した、

- (1) 特定日Aに請求人から相手方にした発信に係る特別発信の願せん
(2) 特定日Bに請求人から相手方にした発信に係る特別発信の願せん
(3) 特定日Cに請求人に対し差し入れをした際に記載された差し入れ申出書
(4) 特定日Cに請求人に対し差し入れをした際に記載された差し入れ申出書の住所を隠して差紙交付する理由

について、処分庁が、本件対象文書について、法8条の規定により、不開示とすべき個人を識別できる情報が開示されるのと同様の結果が生ずるものに該当するとして、不開示決定（原処分）を行ったものであり、審査請求人は、法5条1条に該当しないとし、原処分の取消しを求めているものと解し、以下、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 法8条の規定は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」としている。

また、法が定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認める制度であることから、開示又は不開示の判断に当たっては、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるか考慮せず、たとえ本人からの開示請求であっても、特定の個人が識別される情報については、不開示情報として取り扱うべきものである。

- (2) 本件開示請求は、特定日A、B及びCに開示請求者が特定刑事施設に提出した、外部交通に係る文書等の開示を請求するものであるところ、行政文書開示請求書に記載されている願せんとは、刑事施設に収容されている被収容者が、刑事施設に願い出や申出を行う際に提出する文書のことであることから、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人が

特定刑事施設に収容されていた又は収容されている事実及び収容中に願せんの提出をしたという事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

また、差入れ申出書についても同様に、本件対象文書の存否等を答えることは、特定個人が特定刑事施設に収容されていた又は収容されている事実及び収容中に申出書の提出をしたという事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

- 3 当該事実の有無についての情報（以下「当該存否情報」という。）は、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、当然に特定の個人の識別性を有するものであることから、同号の不開示情報に該当することは明らかである。

当該存否情報は、これを広く一般に公にする制度ないし実態があるものとは認められず、また、そのような性質を有するものとは考えられないことから、同号ただし書イに該当しないものと認められる。さらに、当該存否情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人にも開示することが必要な情報であるとは考えられないことから、同号ただし書ロに該当する事情も認められず、同号ただし書ハに該当するとすべき事情も存しないものと認められる。

したがって、法8条の規定により本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

- 4 以上のとおり、本件開示請求に対し、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の規定により、不開示とすべき特定の個人を識別することができる情報が開示されるのと同様の結果が生じるとして、法8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否した原処分は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年4月26日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年5月25日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年10月15日 | 審議 |
| ⑤ 同年11月9日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

- 1 本件開示請求について

本件対象文書は、別紙の1ないし4に掲げる文書であるところ、処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の規定により不開示とすべき個人を識別することができる情報が開示されるのと同様の結果が生じるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで本件

開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

- (1) 本件対象文書中の「願せん」とは、刑事施設の被収容者が、刑事施設に願出や申出を行う際に提出する文書であり、「差入れ申立書」とは、被収容者が外部の者から差入れを受ける際に作成される文書であって、いずれも被収容者が刑事施設に収容されていることを前提として作成される文書であることは明らかであるから、本件開示請求は、要するに、このような特定日A、B及びCに特定刑事施設に提出された被収容者の外部交通に係る文書の開示を求めるものであるといえる。そうすると、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人が、特定刑事施設に収容されていた又は収容されている事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。
- (2) そして、本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、法5条1号本文前段に該当するところ、本件存否情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められないから、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。
- (3) 以上によれば、本件対象文書は、その存否を答えるだけで法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

- 1 特定日 A に請求人から相手方にした発信に係る特別発信の願せん
- 2 特定日 B に請求人から相手方にした発信に係る特別発信の願せん
- 3 特定日 C に請求人に対し差し入れをした際に記載された差し入れ申出書
- 4 特定日 C に請求人に対し差し入れをした際に記載された差し入れ申出書の住所を隠して差紙交付する理由